

## 中部学生ゴルフ連盟 服装規定

### 連盟加盟員として、学生らしく、清潔感ある服装を心がけること

※華美でないもの、きちんとした身だしなみにすること。

この規程は、合宿および指定練習日にも適用する。

#### 【ポロシャツ】

1. 襟付きシャツを着用のこと。
2. 競技においては自校のユニフォームを用い、ユニフォームなき場合は無地のゴルフウェアを着用のこと。
3. 襟無し半袖シャツ（ハイネックシャツ）、袖無しシャツ（ノースリーブシャツ）、着丈の短い（おへそが見える）シャツの着用は認めない。
4. 学校名を必ず付けること（胸のところ、首の後ろ、袖のところ、一ヶ所以上）
5. ポロシャツの裾はズボンやスカートの中に入れること。

#### 【アンダーウェア】

1. ストレッチ素材のもので、上には半袖ポロシャツを着用のこと。
2. ストレッチ素材でないもの（長袖Tシャツ等）の着用は認めない。

#### 【ズボン】

1. 無地のもので、色は白・黒・グレー・ベージュ・紺に限る。
2. 股上の浅いもの、カーゴパンツ、ライン（前後、側面全て）の入っているものは着用禁止。
3. 男子の短パン着用は不可。
4. 女子はスカート、ハーフパンツの着用を認めるが、ひざ上10センチ以内とする。7分丈のパンツ着用は不可。

#### 【防寒着】

1. セーター、ベスト、ウィンドブレーカー、レインウェア等を着用する際も、その下にポロシャツを着用すること。
2. クラブハウス内ではレインウェアを着用しないこと。

#### 【企業のコマーシャルロゴ等】

企業のコマーシャルロゴの衣類などへの表示については以下のように定める。

1. コマーシャルロゴの表示場所はユニホーム、帽子、キャディーバッグのみとする。
2. コマーシャルロゴは加盟校毎に大きさ、デザイン等を統一し、表示場所も同じ場所にする。
3. コマーシャルロゴの大きさは「外周が22cm以内」とし、それぞれの用品に3ヶ所までとすること。

但し、上記個数には加盟校名や、加盟校を示すマーク類は数えない。  
また、一般市販品に予めついている製造メーカーロゴ等で3ヶ所を超えた場合は、それに追加して1ヶ所まで認める。

※ユニホーム：加盟校の部員が着用する共通の着衣の全て。(シャツ、ズボン、防寒具、防雨具)

※コマーシャルロゴ：会社名、製品名、サービス名など、特定の物などをアピールするもの。

※一般市販品：誰もが市場で購入可能な製品。(特注品以外の物)

#### 【頭髪】

1. 他人に不快感を与えるような髪型、染髪を禁ずる。

#### 【装飾品】

1. ピアス、貴金属類のアクセサリは着用禁止。節度を守ること。

#### 【コース来場時、移動時、式典参加時の服装】

1. 学生服またはブレザー、革靴（黒または茶）を着用のこと。
2. 夏季期間中（6月～9月）は学生服またはブレザーの着用はしなくとも持参すること。
3. クラブハウス内ではジーンズ類、Tシャツ、サンダル等、ゴルフ場に相応しくない格好はしないこと。

#### 【ミーティング時の服装】

1. 自校のユニフォーム、学生服、ブレザーのいずれかを着用すること。

#### 【着帽の徹底】

1. 危険防止、日射病防止のため、プレー中は必ず帽子を被ること。
2. サンバイザー、ワークキャップは不可。丸帽子のキャップに限る。
3. スタート時に帽子の無い者は失格とする。

### 【コースに付設したロッジ、ホテルでの服装、行動】

1. クラブハウス内での入浴、食事の際はジャージやスウェットの着用は自粛すること。(襟付きシャツを着用し、スリッパで館内を歩き回らないこと)
2. 浴室で黒髪に戻すことのないよう、事前に染髪を行ってくること。
3. 浴室で使用したタオルは、きちんと指定場所に片付けること。
4. 廊下で騒がないこと。部屋の備品を壊すことのないよう静かに過ごすこと。
5. 夜遅くの外出は控え、早めの就寝を心がけること。
6. クラブの関係者、スタッフの方へ積極的に挨拶すること。

### 【練習場での行動】

1. 周りの迷惑にならないよう、私語は慎み、騒がないこと。
2. 練習後は現状復帰して退場すること(ゴミ処理も忘れずに)
3. 来場、退場の際は挨拶をきちんとすること。

※上記の違反について、競技委員より指示があった場合はそれに従うこと。  
従わない場合は当該競技への参加を認めない。

※大会の開催コースのドレスコードは、中部学生ゴルフ連盟服装規定よりも優先する。

※この規定は練習ラウンド(合宿等の課外活動を含む)においても適用される。

平成 22 年 3 月 9 日 一部改正  
平成 24 年 3 月 13 日 一部改正  
平成 25 年 3 月 12 日 一部改正  
平成 26 年 3 月 11 日 一部改正  
平成 30 年 3 月 6 日 一部改正  
令和 3 年 4 月 1 日 一部改正  
令和 4 年 3 月 23 日 一部改正